

宇陀市国土強靱化地域計画

令和3年1月

奈良県宇陀市

【 目 次 】

I. 国土強靱化地域計画策定にあたって (P.2)

1. 計画の位置づけ

2. 計画期間

II. 基本目標 (P.3)

III. 地域特性 (P4～5)

IV. リスクシナリオの設定 (P.6～10)

1. 想定される災害（リスク）

2. リスクシナリオの設定

V. 地域強靱化を推進するうえでの基本的な方針 (P.11)

VI. 施策ごとの推進方針 (P.12～17)

《別紙》 推進方針の具体的な施策 (P.18～29)

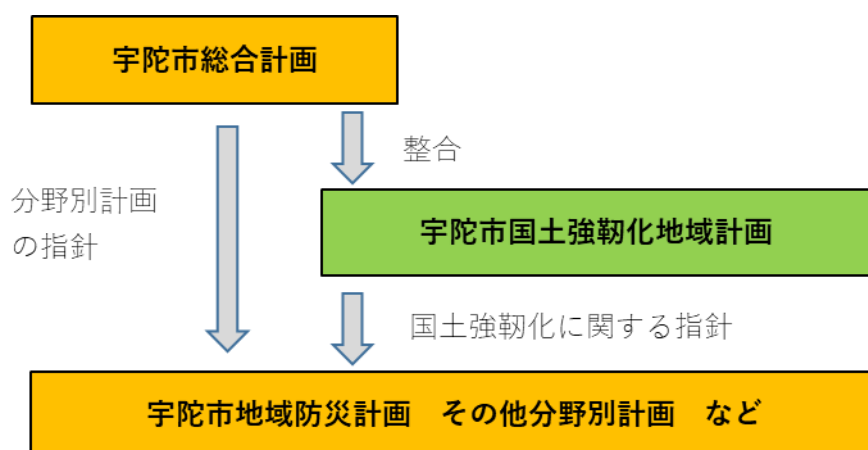
I.国土強靱化地域計画策定にあたって

1.計画の位置づけ

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）では、その第13条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

本計画は、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本市の国土強靱化の指針となるものである。また、宇陀市総合計画との整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする本市が有する様々な分野の計画等の指針となるものである。

■地域計画と総合計画及び各種計画等との関係



2.計画期間

本地域計画は、長期を展望しつつ、今後の社会経済情勢等の変化に対応できるよう、令和7年度までの5年間とするが、必要に応じて見直すものとする。

Ⅱ.基本目標

本市は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため、奈良県国土強靱化地域計画との整合を図りながら、以下の3つを「基本目標」とした。

Ⅰ 人命を守る

Ⅱ 住民の生活を守る

Ⅲ 迅速な復旧・復興を可能とする

Ⅲ. 地域の特徴

1. 位置と地勢

本市は、奈良県の北東部に位置し、北は奈良市、山添村、西は桜井市、南は吉野町、東吉野村、東は曽爾村、三重県名張市に接している。総面積は、247.50 km^2 奈良県全体の6.7%を占めている。

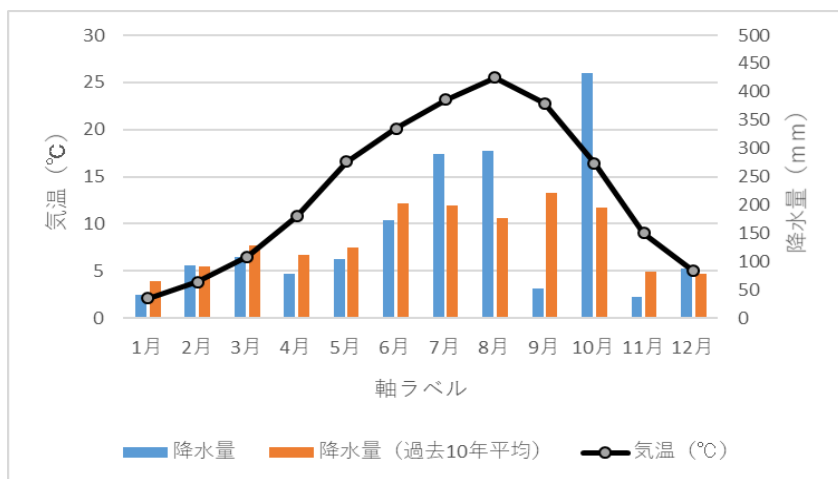
市域は大和高原の南端に位置し、淀川水系宇陀川及びその支流沿いに形成された平地部及びそれらを取り巻く丘陵部、山間部からなり、大宇陀地域、菟田野地域、榛原地域の市街地は平地に位置するが、その他は山間部に集落が点在している。土地利用状況は、山林が全体の72%、宅地が4%弱を占めている。市域には土砂災害警戒区域 1,794 箇所、土砂災害特別警戒区域 1,666 箇所あり、県内で最も多く指定されている。（令和2年3月10日現在）

2. 気候の特徴

本市の気候は、内陸性気候であり、冬は季節風の影響を強く受けるため、寒さが厳しい一方で、夏は冷涼となっている。

降水量は7月から10月にかけては低気圧や台風などの影響で多く、冬季は少雨となっている。年間降水量は1,700 mm程度である。

■月ごとの気温・降水量（令和元（2019）年）



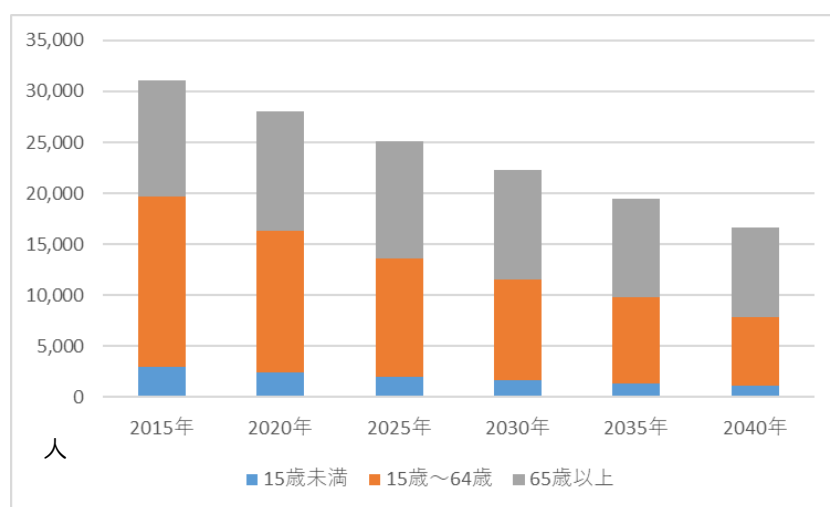
■気温・降水量の推移（気象庁 観測地点：大宇陀）

年別	気温(℃)			降水量						
	平均	極地		合計	1日最大	各階級の日数				
		最高	最低			1mm以上	10mm以上	30mm以上	50mm以上	70mm以上
H22	14.2	35.1	-6.2	1,593	70	118	61	11	4	1
H23	13.0	34.4	-7.6	2,009	159	127	61	18	9	4
H24	12.7	34.0	-8.4	1,620	63	131	48	20	5	0
H25	13.1	35.1	-6.6	1,705	110	118	51	16	7	3
H26	12.8	34.7	-6.7	1,336	191	117	37	7	2	2
H27	13.4	34.7	-6.0	1,641	49	147	61	13	0	0
H28	13.8	35.1	-7.1	1,460	118	119	44	12	4	1
H29	12.8	34.8	-7.2	1,741	219	123	52	9	5	3
H30	13.5	35.4	-8.0	1,871	98	119	52	16	9	5
R元	13.5	35.2	-6.4	1,791	163	124	53	18	3	2

3. 人口の推移、年齢構成（国勢調査）

本市の人口は、1995年の41,900人をピークに減少が続き、2015年には約31,100人となった。国立社会保障・人口問題研究所推計の推計では、今後も人口減少は継続し、2030年には2.3万人を、2040年には1.7万人を下回ることが予想されている。また、年齢3階層別にみると、老年人口（65歳以上）の占める割合が増大しており、2015年には約36.6%となっている。一方で、年少人口（15歳未満）の占める割合は縮小しており、2015年には約9.6%となっている。

■年齢3区分別人口の推移



4. 公共施設の保有・整備状況

（1）建築物の現状

本市の公共建築物の保有状況は、2017年時点で合計389施設（延床面積275,949㎡）となっている。主な施設としては、公民館等の市民文化系施設が137施設（延床面積43,074㎡）、小学校等の学校教育系施設が11施設（延床面積56,992㎡）で、そのうち、築後20年以上が70%以上、築後30年以上が45%以上を占めている。

（2）インフラの現状

本市のインフラの保有状況は、2020年時点で自転車歩行者道等も含めた道路が総延長738,897m、橋りょうが528橋（総面積30,629㎡）、公園は133ヶ所（総面積771,822㎡）、上水道は総延長672,260m、下水道は146,519mとなっている。橋りょうや上下水道管についても、供用後20年を超えるものが多く、例えば下水道管については、供用後20年以下のものは約5割に留まっている。

Ⅳ. リスクシナリオの設定

本計画を策定するにあたり、県計画に示された「想定するリスク」を基本に、大規模自然災害に対する本市リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)の設定を行った。

リスクシナリオは、まず本市に甚大な被害を及ぼす自然災害を「想定されるリスク」とし、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、地理的・地形的特性、気候的特性、社会経済特性等を踏まえて設定した。

次に、この事態を回避するために行わなければならない取組を検討するとともに、本市及び奈良県等が実施している取組を整理し、その進捗状況や達成度について指標を用いて把握することにより、課題を抽出した。

1. 想定される災害（リスク）

住民の生活・本市の経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されるが、国の国土強靱化基本計画、奈良県国土強靱化地域計画が大規模自然災害を対象としていることを踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とし、地震、水害、土砂災害それぞれについて、以下のとおり具体的な災害を想定した。

ただし、想定した災害の被害を超える事態が発生することも念頭におきながら、検討を進めた。

(1).地震

① 内陸型地震（奈良盆地東縁断層帯）

奈良県が公表している「第2次奈良県地震被害想定調査」では、奈良県内に8つの起震断層を設定して被害を想定しており、特に本市の被害の大きいとされている奈良盆地東縁断層帯による地震の特徴は以下のとおりである。

○地震動（揺れ）

- ・市内で震度6強の揺れが想定されている。

○人的被害

- ・死者の約85%が揺れによるものであり、残り約15%が斜面崩壊と火災によるもの
- ・負傷者の約90%が揺れ・液状化によるものであり、残り約10%が斜面崩壊と火災によるもの

[死者：約139人、負傷者：約650人、死傷者：約789人]

○建物被害

- ・建物被害の約95%が揺れによるものであり、残り約5%が液状化と斜面崩壊によるもの

[全壊：約2,688棟、半壊：約2,340棟、全・半壊計：約5,028棟]

○避難者数（最大と見込まれる１週間後）

[避難者数（最大と見込まれる１週間後）：約 10,434 人]

○その他

- ・震度 7 等の揺れや液状化の発生するエリアに位置する道路・鉄道についても被害を受ける可能性が高い
- ・このため通勤・通学者、観光客等が帰宅困難となる

② 海溝型地震（南海トラフ巨大地震）

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、最新の科学的知見に基づき、最大クラスの地震について、地震規模マグニチュード 9.1 と推計されている。なお、参考として、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」における、奈良県内の被害想定について、平成 24 年 8 月及び平成 25 年 3 月に取りまとめられた被害想定は以下のとおり掲載する。

○人的被害及び建物被害

奈良県内の人的被害及び建物被害については、震源、季節、時間帯などにより複数のケースについて被害想定が示されている。その最大値及び最小値は次のとおり。

<奈良県内における人的被害・建物被害の想定（令和元年 6 月 再計算）>

	基本ケース （被害が最少の場合）	陸側ケース （被害が最大の場合）
県内市町村における最大震度の分布	6 強：2 市町村 6 弱：35 市町村 5 強：2 市町村	6 強：27 市町村 6 弱：12 市町村 5 強：なし
死者数	約 60 人	約 1,300 人
建物全壊棟数	約 6,500 棟	約 38,000 棟

※宇陀市で想定される最大震度は基本ケースで震度 6 弱、陸側ケースで震度 6 強とされている。<奈良県内における施設等の被害想定（令和元年 6 月 再計算）>

被害想定項目		県内の想定被害 （最大値）
ライフライン施設 被害	上水道（断水人口）	約 120 万人

	下水道（支障人口）	約 97万人
	電力（停電軒数）	約 88万軒
	固定電話（不通回線数）	約 15万回線
	ガス（都市ガス供給停止戸数）	約3万8千戸
交通施設被害	道路施設被害（箇所数）	約930箇所
	鉄道施設被害（箇所数）	約810箇所
避難者数	発災1日後	約10万人
	発災1週間後	約26万人
	発災1ヶ月後	約20万人
帰宅困難者数		約13万人
被災可能性のある国宝・重要文化財（施設数）		37施設
孤立可能性のある集落数（農業集落）		47集落

(2)水害・土砂災害

平成29年の台風第21号は、10月21日から22日にかけて日本の南の海上を北上し、23日3時頃に静岡県掛川市付近に上陸した。台風はその後、広い暴風域を伴ったまま北東に進み、23日15時に北海道の東の海上で温帯低気圧となった。

台風を取り巻く発達した雨雲や本州付近に停滞した前線の影響により、近畿地方や東海地方を中心に500mmを超える記録的な大雨となった。

本市においても、10月21日から23日にかけての総雨量は288mmに達し、河川の氾濫、土砂崩れ、道路の損壊など市内全域に甚大な被害をもたらした。

近年、全国的に台風や前線、集中豪雨等による土砂災害などの風水害が多発している。本市においては、市域の山間部を中心に1,794箇所の土砂災害警戒区域があり、大雨により各地で土砂災害が発生する可能性がある。

■土砂災害関連指定状況（令和2年3月10日現在）

区 分	土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域）			
	土石流	急傾斜地	地すべり	合計
大宇陀	133(109)	347(341)	2(0)	482(450)
菟田野	85(57)	426(413)	0(0)	511(470)
榛原	139(130)	285(280)	10(0)	434(410)
室生	155(138)	201(198)	11(0)	367(336)
合計	512(434)	1,259(1,232)	23(0)	1,794(1,666)

2. リスクシナリオの設定

県が設定したリスクシナリオを参考に、各基本目標に応じた、1 から 6 までの施策分野を設定し、対象とするリスク及び本市の特性を踏まえ「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を各分野に分類した。

I 人命を守る

- 1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施
- 2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

II 住民の生活を守る

- 3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持
- 4 ライフラインの確保
- 5 二次災害の防止

III 迅速な復旧・復興を可能とする

- 6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

	施策分野	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施	1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生 1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生 1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生 1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生
2	救助・救急、医療活動等の迅速な実施	2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの大規模寸断 2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶 2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生
3	住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持	3-1 市職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全 3-2 被災による治安の悪化 3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊 3-4 食料等の安定供給の停滞
4	ライフラインの確保	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態

		4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止 4-6 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止 4-7 地域交通ネットワークが分断する事態
5	二次災害の防止	5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響 5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生 5-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大
6	地域社会、経済の迅速な再建・回復	6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・復興が大幅に遅れる事態 6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

V. 地域強靱化を推進するうえでの基本的な方針

本市の強靱化を進めるうえで、国土強靱化の理念を踏まえ、基本計画において定められている事前防災、減災、その他迅速な復旧復興及び国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な地域づくりについて、大和川大水害や紀伊半島大水害など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の基本的な方針に基づき地域強靱化を推進する。

(1) 地域強靱化の取り組み姿勢

- i 本市の強靱化を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から分析し、取組にあたる。
- ii 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。
- iii 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- i 災害リスクや地域の状況等に応じて、施設の整備や耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ii 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、地方公共団体、住民及び事業者等が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- iii 非常時だけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- i 住民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ii 限られた資金を最大限に活用するため、民間資金の積極的な活用を図る。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- i 人のつながりやコミュニティ機能を向上させ、各地域において強靱化を推進する担い手が活動できる環境整備に努める。
- ii 女性、高齢者、子ども（乳幼児）、障害者及び外国人等に十分配慮する。
- iii 地域の特性に応じて、環境との調和や景観の維持に配慮するとともに、自然との共生を図る。

Ⅵ.施策ごとの推進方針

リスクシナリオを回避し、最悪の事態を回避するため推進方針は次のとおりとする。
なお、推進方針の具体的な施策は、別紙のとおりとし、記載の事業等については、必要に応じ、適宜、見直しを行う。

1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施	
1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生	・ 公共施設等の耐震化、老朽化対策を推進する。 ・ 住宅等の倒壊は、住人の命を奪うだけでなく、倒壊により道路を塞ぐなど避難や救助活動の妨げに繋がることから、耐震事業を広く周知するなど耐震化に。 ・ 住宅の地震時における家具の転倒防止対策等の普及・啓発を図る。 ・ 地域の実情を踏まえ、住民との課題の共有を進めながら、機動的な消防団組織への再編を進める。 ・ 大規模災害に備えた消防組織体制の充実強化と消防装備の整備に努める。 ・ 消防団の資機材の充実や、団員の研修・実務訓練による資質向上を促進する。 ・ 自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制の強化を図る。 ・ 学校における避難訓練及び防災教育の充実を図る。
1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生	・ 洪水ハザードマップを作成し、周知する。 ・ 洪水発生多発地域の確認と住民への連絡体制を確立する。 ・ 河川監視カメラの適正管理とホームページへ映像を掲載する。 ・ 県とともに内水対策を促進する。 ・ 関係機関と連携して、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進する。
1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生	・ 土砂災害ハザードマップを作成し、周知する。 ・ 土砂災害警戒区域内住民への連絡体制を確立する。 ・ 県とともに土砂災害危険個所の対策を促進する。 ・ 土砂災害特別警戒区域内にある避難所の取扱の検討をする。
1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生	・ 「自らの命は自らが守る」意識の徹底、正しい避難行動を周知する。 ・ 避難所での良好な生活環境の確保に努める。 ・ 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）や宇陀市防災行政無線（同報系・移動系）の適正な維持管理に努める。 ・ 避難情報等を確実に伝達するため、多様な媒体を活用して防災情報を発信するとともに、効果的な情報伝達手段を構築する。

	・大規模災害に備え、迅速かつ効率的に情報伝達ができるよう定期的な訓練等の実施に努める。 ・避難行動要支援者の把握及び個別計画の策定を促進する。 ・浸水想定区域内、土砂災害（特別）警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定を促進する。 ・防災知識の普及啓発や防災教育、防災訓練等を継続して実施する。
--	---

2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施	
2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止	・住民に災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。 ・非常食及び飲料水の備蓄を進める。 ・物資支援に係る協定の拡充を図る。 ・備蓄倉庫の整備を推進する。
2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	・住民に災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。[再掲] ・非常食及び飲料水の備蓄を進める。[再掲] ・災害時応援協定の拡充を図る。 ・国、県と連携し国道及び県道の整備（緊急輸送道路を含む）を促進する。 ・市道整備等を推進する。 ・長寿命化計画に基づき橋梁及びトンネルの改修を推進する。 ・ヘリコプター離着陸場の適正な維持管理に努める。
2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの大規模寸断	・災害の規模や被災ニーズに応じて支援が円滑に行われるよう国・県の指針に基づく具体的な方策を講ずる。 ・地域の実情を踏まえ、住民との課題の共有を進めながら、機動的な消防団組織への再編を進める。[再掲] ・大規模災害に備えた消防組織体制の充実強化と消防装備の整備に努める。 [再掲] ・消防団の資機材の充実や、団員の研修・実務訓練による資質向上を促進する。 [再掲] ・自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制の強化を図る。[再掲] ・大規模災害時における自衛隊、警察、消防等との連携体制の構築に努める。
2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶	

	・災害時重要拠点病院の機能強化を図る。 ・各医療機関や医師会等各種団体と協定の締結を推進する。 ・各医療機関や医師会等各種団体と合同訓練が実施できるよう努める。 ・国、県と連携し国道及び県道の整備（緊急輸送道路を含む）を促進する。[再掲] ・市道整備等を推進する。[再掲] ・市道を拡幅するなどの整備を推進する。[再掲] ・長寿命化計画に基づき橋梁及びトンネルの改修を推進する。[再掲] ・ヘリコプター離着陸場の適正な維持管理に努める。[再掲]
	2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生
	・避難所での良好な生活環境の確保を図る。[再掲] ・疫病・感染症の発生、まん延を防止するため、衛生・防疫体制の確立・強化を示した「避難所運営マニュアル」を策定し、周知する。 ・避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。 ・自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制の強化を図る。[再掲]

3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持	
	3-1 市職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全
	・職員研修・訓練を実施し、危機管理体制の強化を図る。 ・大規模災害時における業務継続体制を確保するため、業務継続計画の策定に取り組む。 ・業務システムのクラウド化と緊急通信回線の確保を図る。 ・重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し、適正な維持管理に努める。 ・非常用電源の確保を図る。 ・自治体間での応援・受援体制の構築を図る。
	3-2 被災による治安の悪化
	・警察等と合同訓練が実施できるよう努める。 ・平常時より、各地域におけるコミュニティ活動の活性化を促し、相互扶助の意識醸成に取り組む。 ・防災・減災に関する活動リーダーの育成や防災講習等を実施する。 ・防犯対策のための啓発活動や設備の設置を促進する。
	3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊
	・災害発生後も事業者等が、生産活動を早期に再開できるよう主要幹線道路（国道、県道、市道）の整備を推進する。 ・長寿命化計画に基づき橋梁及びトンネルの改修を推進する。[再掲]

	・地域のまちづくり事業の展開により地域間の強いつながりを構築する。 ・事業所等に対し事業継続計画を策定するよう周知する。
3-4 食料等の安定供給の停滞	・緊急輸送ルート確保のため、緊急輸送道路及びこれに接続する県道、市道の強化と整備を促進する。 ・食料等物資提供の協定の締結を推進する。 ・物資輸送等に係る協定の締結を推進する。 ・ヘリコプター離着陸場の適正な維持管理に努める。[再掲]

4 ライフラインの確保	
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止	・重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し、適正な維持管理に努める。 ・小型発電機を整備し、適正な維持管理に努める。 ・専用通信回線の遮断に備え、携帯電話回線等により通信の確保ができるよう、機材を整備するとともに訓練により備える。
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態	・全国瞬時警報システム（Jアラート）や宇陀市防災行政無線（同報系・移動系）の適正な維持管理に努める。 ・緊急時でも48時間を目安として、住民に情報が伝達できるように適正な設備の整備を推進する。 ・防災情報メールの加入促進に取り組む。
4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	・道路付帯施設（電気、通信等）の早期復旧のため、迅速に道路啓開が可能なよう道路（国道、県道、市道）の整備を促進する。 ・上水道施設の耐震化、老朽化対策を推進する。 ・農業・林業集落施設の耐震化を推進する。 ・事業所等に対し事業継続計画を策定するよう周知する。[再掲]
4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止	・重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し、適正な維持管理に努める。 [再掲] ・小型発電機を整備し、適正な維持管理に努める。[再掲] ・ライフライン関係事業者等との協定の締結を推進する。
4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止	

	・上水道施設の耐震化、老朽化対策を推進する。[再掲] ・水道用復旧用資材の備蓄に努める。
	4-6 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	・下水道施設の耐震化、老朽化対策を推進する。 ・農業・林業集落排水処理施設の耐震化を進める。 ・避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。[再掲] ・清掃・衛生関係組合等との協定の締結を推進する。 ・公共下水道等の処理区域外において、災害に強い合併浄化槽への切り替えを促進する。
	4-7 地域交通ネットワークが分断する事態
	・国、県と連携し国道及び県道の整備（緊急輸送道路を含む）を促進する。[再掲] ・市道整備等を推進する。[再掲] ・長寿命化計画に基づき橋梁及びトンネルの改修を推進する。[再掲] ・道路の分断において、代替ルートの確保の検討、バス事業者等の関係機関との連携強化を図る。

5	二次被害の防止
	5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響
	・風評被害が拡散しないよう市内外に正確な情報を発信する体制を整備する。
	5-2 貯水池、ため池、ダムの損壊・機能不全による二次災害発生
	・貯水池やため池、ダムの改修や点検に努める。 ・ダムの改修や点検に努める。 ・ため池ハザードマップを策定する。
	5-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大
	・間伐等により森林整備・保全することで、機能の維持・向上させるなど、総合的かつ効果的な治山対策事業を実施する。 ・農地等が荒廃しないよう、集落を挙げて維持する。 ・鳥獣害対策を適正に実施し、畑や山林等が荒廃しないように努める。

6	地域社会、経済の迅速な再建・回復
	6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・復興が大幅に遅れる事態
	・適正処理が困難な災害廃棄物の大量発生に備え、処理ルートや仮置場等について検討を進める。

	・一般廃棄物処理業者等との協定の締結を推進する。
6-2	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 ・集会所等の耐震化、老朽化を促進する。 ・市に定住を希望する者に対し、支援を実施することにより、地域の担い手を確保し、持続ある地域コミュニティの形成を図る。 ・要配慮者や生活困窮者が気軽に相談できる相談支援事業の充実を図る。 ・まちづくり協議会、自主防災組織、消防団、老人会など、団体間交流を活発化し地域コミュニティの結びつきを強化する。 ・防犯対策のための啓発活動や設備の設置を促進する。[再掲]
6-3	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 ・国、県と連携し国道及び県道の整備（緊急輸送道路を含む）を促進する。[再掲] ・市道整備等を推進する。[再掲] ・長寿命化計画に基づき橋梁及びトンネルの改修を図る。[再掲] ・交通関係、運送業者との協定の締結を図る。

《別紙》

◆推進方針の具体的な施策◆

推進方針の具体的な施策は、以下のとおりである。

○基本目標Ⅰ 人命を守る

1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施

発災時、人命の保護が最大限図られるよう備える。

1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生

- ・災害に強いまちづくりを進めるため、老朽化が進む市営住宅について公営住宅等ストック総合改善事業・改良住宅ストック総合改善事業・公営住宅等整備事業により、耐震化の推進、耐震性能の向上、長寿命化等のための計画的な改修を行い、住宅ストックの改善を図る。【公営住宅課】
- ・市立保育園、幼稚園の老朽化及び統合に伴う建替を推進する。【こども未来課】
- ・学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の老朽化対策等を推進する。

【教育総務課】

- ・市立学校給食センターの老朽化に伴う建替を推進する。【給食センター】
- ・災害時における一時避難所等としての機能を確保するため、新たな都市公園の整備、老朽化した施設の長寿命化計画に基づく更新や適正な維持管理に取り組み、公園の機能保全及び災害時における市民の安全確保を図る。【公園課】

宇陀川公園整備事業

公園施設長寿命化対策支援事業（39箇所）

- ・災害に強いまちづくりを進めるため、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等を推進する。【まちづくり推進課】

○住宅・建築物の耐震化の促進のため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修を支援する。また、ブロック塀等の倒壊により生じる被害を未然に防止するため、地震、暴風雨等により倒壊するおそれのあるブロック塀等の撤去工事に対する補助制度の利用促進を図る。

○地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守り、地震に強いまちづくりを進めるため、耐震シェルター設置工事に対する補助制度の利用促進を図る。

- ・宇陀市耐震改修促進計画の改定を行い、建築物の耐震化等を促進する。

【まちづくり推進課】

- ・市内で活動する団体に対し、空き家住宅等を地域資源として再生するのに要する経費の一部を補助する。【まちづくり推進課】
- ・空き家の活用を推進するため、起業者に対し施設改修、設備投資等に要する経費に対する補助制度の利用促進を図る。【地域振興課】
- ・消防団員の処遇改善等により団員確保を図るとともに、常備消防との連携強化、団員の知識・技術の向上を図る。【危機管理課】
- ・老朽化が進んでいる消防団拠点施設、消防車両、資機材等の整備を推進する。
【危機管理課】
- ・防災機能を強化するため、耐震性貯水槽の整備を推進する。【危機管理課】
- ・自主防災組織の育成及び防災資機材整備に対する補助制度の利用促進を図る。
【危機管理課】
- ・自主防災活動の中心となる防災リーダーの育成及び自主防災組織の活性化を図る。【危機管理課】
- ・松山伝統的建造物群保存地区における大規模災害時の消火活動に伴う支援策として、防災資機材整備に係る支援を行うとともに、地区防災計画の策定を促進する。【文化財課】
- ・松山伝統的建造物群防災力を高めるため、地区防災計画に基づいた防災事業を推進するとともに、地区の状況の変化にあわせて適宜改訂を行う。【文化財課】
- ・大規模災害発生時の円滑な救助・救急・消防活動等に向け、関係機関（警察署、消防署、消防団、自主防災組織、まちづくり協議会等）と連携強化に取り組むとともに、合同の防災訓練等の実施に努める。【危機管理課】
- ・こども園や小中学校における避難訓練や防災学習等を定期的に実施し、児童・生徒への防災教育を推進する。【教育総務課・こども未来課】

1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生

- ・洪水ハザードマップを活用し、浸水想定区域や避難所等を周知するとともに、避難訓練等を通じて、洪水に対する避難体制を強化する。【危機管理課】
- ・気象庁等が公表している資料等を活用しながら、住民に対して気象情報・防災情報に関する啓発に努める。【危機管理課】
- ・自主防災活動の中心となる防災リーダーの育成及び自主防災組織の活性化を図る。【危機管理課】[再掲]
- ・河川管理者と連携して、河川改修及び土砂浚渫等の河道断面確保等による洪水対策を推進する。【建設課】

1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生

- ・土砂災害ハザードマップを活用し、土砂災害（特別）警戒区域や避難所等を周

知するとともに、避難訓練等を通じて土砂災害に対する避難体制を強化する。

【危機管理課】

- ・ 気象庁等が公表している資料等を活用しながら、住民に対して気象情報・防災情報に関する啓発に努める。【危機管理課】[再掲]
- ・ 自主防災活動の中心となる防災リーダーの育成及び自主防災組織の活性化を図る。【危機管理課】[再掲]
- ・ 住宅・建築物の土砂災害に対する安全性の向上を図り、市民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある区域内に存する既存不適格の建築物に対する土砂災害対策を推進する。

【まちづくり推進課】

- ・ 砂防施設整備や急傾斜地崩壊防止整備等の土砂災害対策を推進する。【国・県】
砂防施設整備（西谷谷）
急傾斜地崩壊防止施設整備（下田口00・下田口7・平井チ・向出・稲荷・田原）

1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生

- ・ 台風や豪雨の際における警戒レベルに応ずる市の避難指示等の判断基準を実情に合わせて見直すとともに、適切な避難行動がとれるよう啓発に努める。

【危機管理課】

- ・ 避難情報等を確実に伝達するため、防災行政無線、防災情報メール（安全・安心メール）、緊急速報メール、ケーブルテレビ（うだちゃん11）、ホームページ等、多様な媒体を活用して防災情報を発信するとともに、効果的な情報伝達手段を構築する。【危機管理課】
- ・ 防災情報メール（安全・安心メール）の加入促進に努める。【危機管理課】
- ・ 防災行政無線及び個別受信機の適切な維持管理と定期的な通信訓練を実施する。

【危機管理課】

- ・ 大規模災害に備え、迅速かつ効率的に情報伝達ができるよう定期的な訓練等の実施に努める。【危機管理課】
- ・ 災害発生時に支援が必要な方に対する支援体制を構築するため、関係機関と連携しながら、避難行動要支援者の把握及び個別支援計画の作成を促進する。

【介護福祉課・危機管理課】

- ・ 浸水想定区域内、土砂災害（特別）警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定と、施設利用者の安全確保のための体制の整備を促進する。【介護福祉課・危機管理課】
- ・ 住民一人ひとりが日頃から災害に関する知識を習得し、備えることが必要であることから、防災知識の普及啓発や防災教育、防災訓練等を継続して実施する。

【危機管理課】

2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

災害発生直後から、救助、救急、医療活動等が迅速に行えるよう備える。

2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止

- ・大規模災害に備え、家庭において7日分の食料、飲料水、生活必需物資等の自発的な備蓄を促進するため啓発活動に取り組む。【危機管理課】
- ・備蓄計画に基づき、食料、飲料水、生活必需物資、避難所運営に必要な資機材等、必要となる物資を確保するとともに、定期的な更新を行う。また、民間企業等との救援物資供給協定等による流通備蓄の拡充を図る。【危機管理課】
- ・大規模災害時の救援物資の受入れ配送等について、民間物流業者と協定等の締結を図る。【危機管理課】
- ・受援計画に基づき、発災時の迅速な応援要請と円滑な調整や人的・物的資源等の受入れを行い、効果的な災害業務を遂行する。【危機管理課】
- ・消防団拠点施設、避難所、備蓄倉庫等の機能を備えた地域防災拠点施設の整備を推進する。【危機管理課】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- ・大規模災害に備え、家庭において7日分の食料、飲料水、生活必需物資等の自発的な備蓄を促進する。【危機管理課】[再掲]
- ・備蓄計画に基づき、食料、飲料水、生活必需物資、避難所運営に必要な資機材等、必要となる物資を確保するとともに、定期的な更新を行う。また、民間企業等との救援物資供給協定等による流通備蓄の拡充を図る。

【危機管理課】[再掲]

- ・新規路線追加（市道小倉室生線）し西名阪自動車道から国道165線の緊急輸送道路を追加し安定を図る。【建設課】
- ・緊急輸送道路の整備を推進する。
 - 道路整備（市道玉立2号線 山辺三交差点～篠楽交差点）【建設課】
 - 耐震化補強整備（市道玉立2号線 玉立橋）【建設課】
 - 交差点改良（一般国道165号 萩原工区）【県】
 - 登坂車線整備（一般国道369号 香醉峠工区）【県】
 - 現道拡幅（吉野室生寺針線 田口元上田口～室生工区）【県】
- ・緊急輸送道路に接続する路線の整備を推進する。
 - 現道拡幅（宇太三茶屋線 下片岡～白鳥居工区）【県】
- ・安全で信頼性の高い道路ネットワークの確保をするため、道路の現道整備、法面对策、維持管理を推進する。
 - 現道拡幅（市道春日藤井線・春日小附線ほか）【建設課】

災害防除（市道長峯大野線・市道小倉室生線ほか）【建設課】

舗装補修（市道古市場平井線ほか）【建設課】

災害防除（一般国道369号 内牧工区）【県】

舗装補修（一般国道166号ほか）【県】

- ・ 橋梁及びトンネルの長寿命化を推進する。

橋梁定期点検（調子橋ほか527橋）【建設課】

橋梁補修（葉師橋ほか43橋）【建設課】

トンネル定期点検（大峠トンネルほか4トンネル）【建設課】

トンネル補修（池谷トンネル・八沢トンネル・室生トンネル）【建設課】

橋梁耐震補強及びトンネル補修（一般国道369号ほか）【県】

橋梁補修（榛原菟田野御杖線ほか）【県】

- ・ 防災行政無線の適切な維持管理と定期的な通信訓練を実施する。

【危機管理課】[再掲]

- ・ 奈良県消防防災ヘリコプター場外離着陸場の適切な維持管理を行う。

【生涯学習課・公園課】

- ・ 奈良県が実施している孤立可能性集落対策としての災害活動用緊急ヘリポートの把握に協力する。【危機管理課】

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの大規模な寸断

- ・ 消防団員の処遇改善等により団員確保を図るとともに、常備消防との連携強化、団員の知識・技術の向上を図る。【危機管理課】[再掲]

- ・ 老朽化が進んでいる消防団拠点施設、消防車両、資機材等の整備を推進する。

【危機管理課】[再掲]

- ・ 自主防災組織の育成及び防災資機材整備に対して補助制度の利用促進を図る。

【危機管理課】[再掲]

- ・ 防災訓練等への警察署・消防署等の防災関係機関に参加協力を促進するなど、「顔の見える関係」を構築し、連携体制を強化する。【総務課・危機管理課】

2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶

- ・ 宇陀市立病院を中心とした、市内医療関係機関と連携し、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動を実施するため、宇陀市立病院等の後方医療体制の整備充実を図る。【市立病院・健康増進課・危機管理課】

- ・ 奈良県東和地域における、災害時重要拠点病院としての役割を担う宇陀市立病院における、電気、ガス、水道等のライフライン維持、医療用資器材、医薬品等の供給確保、ルートの確保を図る。【市立病院・健康増進課・危機管理課】

- ・災害時の救助・救急、消火活動等の緊急活動を迅速かつ円滑に実施するため、市道の整備を推進する。【まちづくり推進課】
道路改良（市道萩原 12 号線 萩原工区）
- ・安全で信頼性の高い道路ネットワークの確保をするため、道路の現道整備、法面対策、維持管理を推進する。[再掲]
現道拡幅（市道春日藤井線・春日小附線ほか）【建設課】
災害防除（市道長峯大野線・市道小倉室生線ほか）【建設課】
舗装補修（市道古市場平井線ほか）【建設課】
災害防除（一般国道 369 号 内牧工区）【県】
舗装補修（一般国道 166 号ほか）【県】
- ・橋梁及びトンネルの長寿命化を推進する。【県・建設課】[再掲]
橋梁定期点検（調子橋ほか 527 橋）【建設課】
橋梁補修（薬師橋ほか 43 橋）【建設課】
トンネル定期点検（大峠トンネルほか 4 トンネル）【建設課】
トンネル補修（池谷トンネル・八沢トンネル・室生トンネル）【建設課】
橋梁耐震補強及びトンネル補修（一般国道 369 号ほか）【県】
橋梁補修（榛原菟田野御杖線ほか）【県】
- ・奈良県消防防災ヘリコプター場外離着陸場の適切な維持管理を行う。
【生涯学習課・公園課】[再掲]

2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生

- ・良好な避難環境を確保するため、換気、エアコン、シャワー等の整備を推進する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、ガイドラインを作成し、各部局の連携体制を強化する。【健康増進課・危機管理課】
- ・避難所運営マニュアルに基づき、平常時から衛生・防疫体制を整える。
【危機管理課】
- ・毛布、パーテーション、テレビ、マンホールトイレ、マスク、消毒液等の避難生活環境に必要な物資の備蓄を強化する。【危機管理課】

○基本目標Ⅱ 住民の生活を守る

3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持

災害発生直後から必要不可欠な行政機能が確保できるよう備える

3-1 市職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全

- ・職員を対象とした各種の防災訓練及び研修を継続的に実施して、市職員の災害対応能力の向上を図る。【人事課・危機管理課】
- ・大規模災害時における業務継続体制を確保するため、業務継続計画の策定に取り組む。【危機管理課】

3-2 被災による治安の悪化

- ・防災訓練等への警察署・消防署等の防災関係機関に参加協力を促進するなど、「顔の見える関係」を構築し、連携体制を強化する。
【総務課・危機管理課】[再掲]
- ・住民の防犯意識を高めるとともに、犯罪の防止及び抑止を図るため、防犯カメラ及び防犯灯設置に対する補助制度の利用促進を図る。【総務課】

3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力の低下による地域経済の疲弊

- ・事業所等に対して、宇陀市商工会と連携し業務継続計画の策定を促進する。
【商工産業課・危機管理課】

3-4 食料等の安定供給の停滞

- ・新規路線追加（市道小倉室生線）し西名阪自動車道から国道 165 線の緊急輸送道路を追加し安定を図る。【建設課】[再掲]
- ・緊急輸送道路の整備を推進する。[再掲]
 - 道路整備（市道玉立 2 号線 山辺三交差点～篠楽交差点）【建設課】
 - 耐震化補強整備（市道玉立 2 号線 玉立橋）【建設課】
 - 交差点改良（一般国道 165 号 萩原工区）【県】
 - 登坂車線整備（一般国道 369 号 香酔峠工区）【県】
 - 現道拡幅（吉野室生寺針線 田口元上田口～室生工区）【県】
- ・緊急輸送道路に接続する路線の整備を推進する。[再掲]
 - 現道拡幅（宇太三茶屋線 下片岡～白鳥居工区）【県】
- ・備蓄計画に基づき、食料、飲料水、生活必需物資、避難所運営に必要な資機材等、必要となる物資を確保するとともに、定期的な更新を行う。また、民間企業等との救援物資供給協定等による流通備蓄の拡充を図る。
【危機管理課】[再掲]
- ・大規模災害時の救援物資の受入れ配送等について、民間物流業者と協定等の締結を図る。【危機管理課】[再掲]
- ・避難者への物資調達体制を確立するため、地方公共団体との応援協定、生産者及び販売業者との物資の調達に関する協定について検討する。【危機管理課】
- ・奈良県消防防災ヘリコプター場外離着陸場の適切な維持管理を行う。

【生涯学習課・公園課】[再掲]

- ・地域避難所の中心となる市立学校に備蓄倉庫及び備蓄品の整備を推進する。

【教育総務課・危機管理課】

4 ライフラインの確保

災害発生直後から電気・ガス・水道・交通・通信等ライフラインが確保できるよう備える

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止

- ・備蓄計画に基づき、発電機、燃料等、避難所で必要な非常用電源の確保に努める。【危機管理課】
- ・奈良県防災行政通信ネットワークの維持管理を行い、専用通信回線遮断時の情報伝達手段の確保に努める。【危機管理課】
- ・防災行政無線及び個別受信機の適切な維持管理と定期的な通信訓練を実施する。【危機管理課】[再掲]
- ・避難所や集会所への特設公衆電話の配備拡充に取り組むとともに、ハザードマップ等を活用し、災害用ダイヤル171等の利用方法に関する啓発に努める。

【危機管理課】

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態

- ・全国瞬時警報システム及び防災行政無線の適切な維持管理と定期的な通信訓練を実施する。【危機管理課】
- ・防災情報メール（安全・安心メール）の加入促進に取り組む。

【危機管理課】[再掲]

4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- ・事業所等に対して、宇陀市商工会と連携し業務継続計画の策定を促進する。

【商工産業課・危機管理課】[再掲]

- ・災害発生時において安定した給水機能の維持・確保、水道水の貯水能力の向上・確保を図るため、計画的に上水道施設の更新・耐震化を図る。【施設課】

4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

- ・備蓄計画に基づき、発電機、燃料等、避難所で必要な非常用電源の確保に努める。【危機管理課】[再掲]

- ・奈良県と奈良県 LP ガス協会との「災害時における LP ガスの優先供給に関する協定」の対象となる市内の拠点避難施設の把握に協力し、災害時の LP ガス等の供給継続を促進する。【危機管理課】
- ・奈良県石油協同組合宇陀支部との「災害発生時における燃料供給に関する協定書」に基づき、供給体制の整備に向けた検討を進める。【危機管理課】

4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止

- ・災害発生時において安定した給水機能の維持・確保、水道水の貯水能力の向上・確保を図るため、計画的に上水道施設の更新・耐震化を図る。【施設課】[再掲]

4-6 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

- ・下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的な点検・調査及び改築等により長寿命化を図る。【下水道課】
- ・下水道施設の耐震化を推進する。【下水道課】
- ・毛布、パーテーション、テレビ、マンホールトイレ、マスク、消毒液等の避難生活環境に必要な物資の備蓄を強化する。【危機管理課】[再掲]
- ・仮設トイレが不足する場合は、県に支援を要請し、必要に応じて他の自治体や関係機関に依頼し、必要数を確保の上、優先順位に配慮して設置を行う。
【危機管理課】
- ・公共下水道等の処理区域外において、災害に強い合併浄化槽への切り替えを促進する。【環境対策課】

4-7 地域交通ネットワークが分断する事態

- ・安全で信頼性の高い道路ネットワークの確保をするため、道路の現道整備、法面对策、維持管理を推進する。[再掲]
 - 現道拡幅（市道春日藤井線・春日小附線ほか）【建設課】
 - 災害防除（市道長峯大野線・市道小倉室生線ほか）【建設課】
 - 舗装補修（市道古市場平井線ほか）【建設課】
 - 災害防除（一般国道369号 内牧工区）【県】
 - 舗装補修（一般国道166号ほか）【県】
- ・橋梁及びトンネルの長寿命化を推進する。[再掲]
 - 橋梁定期点検（調子橋ほか527橋）【建設課】
 - 橋梁補修（薬師橋ほか43橋）【建設課】
 - トンネル定期点検（大峠トンネルほか4トンネル）【建設課】
 - トンネル補修（池谷トンネル・八沢トンネル・室生トンネル）【建設課】
 - 橋梁耐震補強及びトンネル補修（一般国道369号ほか）【県】

橋梁補修（榛原菟田野御杖線ほか）【県】

- ・宇陀市交通安全プログラムに基づき、登下校時の児童の安全確保をするため、通学路の安全対策を推進する。【建設課】

- ・踏切の横断待ち渋滞による事故防止のため、市道の整備を推進する。

道路改良（市道下井足 2 号線 下井足工区）【まちづくり推進課】

- ・道路管理者、警察及び交通事業者との災害時の連絡体制を整備する。

【危機管理課】

5 二次被害の防止

制御不能な二次災害が発生しないよう備える

5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響

- ・風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、ホームページ、フェイスブック等により、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制を強化する。

【危機管理課】

5-2 貯水池、ため池、ダム の 損 壊 ・ 機 能 不 全 に よ る 二 次 災 害 発 生

- ・台風・豪雨・地震等の災害時にため池等の決壊により、二次災害が生じないように、ため池の耐震性調査を実施していく。また、溜池の氾濫解析を行い、ハザードマップを作成し、住民の防災意識の向上及び啓発を図る。（農林課）
- ・農業用や飲料用に利用されている宮奥ダムの機能維持に係る更新事業を行うと伴に農業用パイプラインの長寿命化調査を行い、適切な管理を行う。

（農林課）

5-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大

- ・農地・森林等の荒廃は、保水能力が下がり、被害が拡大する恐れがあるため、適切な管理を所有者に啓発する。また、災害時において幹線道路の迂回路として活用される日常生活で利用されている農道や林道について、適切な維持管理を図る。（農林課）
- ・農道や林道に架かっている橋梁については、点検や耐震性等の調査を行い、適切な維持管理を行う。（農林課）

橋梁補修（黒岩線ほか）

○基本目標Ⅲ 迅速な復旧・復興を可能とする

6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

災害発生直後から電気・ガス・水道・交通・通信等ライフラインが確保できるよう備える

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定に取り組む。【環境対策課】
- ・適正処理が困難な災害廃棄物の大量発生に備え、処理ルートや仮置場等について検討を進める。【環境対策課】
- ・災害の規模に応じ、県に応援要請し、民間団体等の支援を求める。

【環境対策課】

6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・集会所等コミュニティ施設の建替、改修等に対する補助制度の利用促進を図る。
- ・まちづくり協議会や自主防災組織等の活動や訓練を通して、市民の防災意識向上に努め、「自助」、「共助」、「公助」の重要性の啓発に努める。

【総務課】

- ・住民の自治会活動への参加を推進し活動を活発化させるため、自治会への加入促進を行う。【総務課】
- ・住民の防犯意識を高めるとともに、犯罪の防止及び抑止を図るため、防犯カメラ及び防犯灯設置に対する補助制度の利用促進を図る。【総務課】[再掲]

6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・新規路線追加（市道小倉室生線）し西名阪自動車道から国道 165 線の緊急輸送道路を追加し安定を図る。【建設課】[再掲]
- ・緊急輸送道路の整備を推進する。[再掲]
 - 道路整備（市道玉立 2 号線 山辺三交差点～篠楽交差点）【建設課】
 - 耐震化補強整備（市道玉立 2 号線 玉立橋）【建設課】
 - 交差点改良（一般国道 165 号 萩原工区）【県】
 - 登坂車線整備（一般国道 369 号 香酔峠工区）【県】
 - 現道拡幅（吉野室生寺針線 田口元上田口～室生工区【県】）
- ・緊急輸送道路に接続する路線の整備を推進する。【県】[再掲]
 - 現道拡幅（宇太三茶屋線 下片岡～白鳥居工区）
- ・安全で信頼性の高い道路ネットワークの確保をするため、道路の現道整備、法面对策、維持管理を推進する。[再掲]
 - 現道拡幅（市道春日藤井線・春日小附線ほか）【建設課】

- 災害防除（市道長峯大野線・市道小倉室生線ほか）【建設課】
- 舗装補修（市道古市場平井線ほか）【建設課】
- 災害防除（一般国道３６９号 内牧工区）【県】
- 舗装補修（一般国道１６６号ほか）【県】
- 橋梁及びトンネルの長寿命化を推進する。〔再掲〕
 - 橋梁定期点検（調子橋ほか５２７橋）【建設課】
 - 橋梁補修（葉師橋ほか４３橋）【建設課】
 - トンネル定期点検（大峠トンネルほか４トンネル）【建設課】
 - トンネル補修（池谷トンネル・八沢トンネル・室生トンネル）【建設課】
 - 橋梁耐震補強及びトンネル補修（一般国道３６９号ほか）【県】
 - 橋梁補修（榛原菟田野御杖線ほか）【県】
- 災害時の円滑な復旧・復興の確保をするため、地籍調査を推進する。

【地籍調査課】